

(趣旨)

第1 千葉県海面におけるかじき等流し網漁業（千葉県漁業調整規則（令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。）第4条第1項第7号に掲げるかじき等流し網漁業をいう。）の許可及び起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の（1）の隻数から（2）の隻数を差し引いた隻数とする。

- （1）一斉更新を迎える許可等の隻数
- （2）廃業見込の隻数（承継する場合を除く。）

2 許可の有効期間の途中においては、公示隻数を抑制する観点から、原則として新たな許可等をするための追加的な公示は行わないものとする。

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- （1）漁業種類 かじき等流し網漁業
- （2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- （3）船舶の総トン数 200トン未満
- （4）推進機関の馬力数 定めなし
- （5）操業区域 次のとおり

ア 総トン数10トン以上の船舶 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）別表第1のかじき等流し網漁業の項の中欄第4号に掲げる海域のうち千葉県海面

イ 総トン数10トン未満の船舶 許可省令別表第11に掲げる海域を除く千葉県海面

（6）漁業時期 11月15日から翌年5月31日まで

（7）漁業を営む者の資格 千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）第1条第9項に規定する主たる根拠地をいう。）が千葉県の区域にある者

(許可等の申請期間)

第4 規則第11条第1項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第2項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第13条第1項の規定により、次の条件を付けるものとする。

(1) 操業禁止期間

ア 銚子市一ノ島灯台90度（真方位による。以下同じ。）の線からいすみ市太東埼灯台112度30分の線に至る海域においては、4月1日から5月31日までの間は操業してはならない。ただし、次の各点を順次結んだ線以東の海域においては、この限りでない。

- a 銚子市一ノ島灯台から90度35海里の点
- b 銚子市一ノ島灯台から135度35海里の点
- c いすみ市太東埼灯台から112度30分35海里の点

イ いすみ市太東埼灯台112度30分の線から南房総市野島埼灯台180度の線に至る海域においては、11月15日から12月9日まで及び翌年4月1日から5月31日までの間は操業してはならない。

ウ 次の各点を順次結んだ線により囲まれた区域においては、11月15日から12月9日まで及び翌年2月1日から3月31日までの間は操業してはならない。

- a 銚子市一ノ島灯台から90度25海里の点

- b 銚子市一ノ島灯台から 90 度 27 海里の点
- c 銚子市一ノ島灯台から 135 度 27 海里の点
- d いすみ市太東埼灯台から 112 度 30 分 29 海里の点
- e いすみ市太東埼灯台から 112 度 30 分 27 海里の点
- f 銚子市一ノ島灯台から 135 度 25 海里の点
- g a の点

(2) 使用漁具の制限

- ア いすみ市太東埼灯台 112 度 30 分の線以北の海域で操業する場合に使用し、又は積載することのできる漁具の総量は、総延長で 12 キロメートル以内でなければならない。
- イ いすみ市太東埼灯台 112 度 30 分の線以南の海域で操業する場合に使用し、又は積載することのできる漁具の総量は、総延長で 7.5 キロメートル以内でなければならない。
- ウ 網目 15 センチメートル以下の流し網を使用してはならない。
- エ 2 枚以上の網地を重ね合わせた流し網を使用してはならない。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合
- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1) ～ (3) 以外の場合であって、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1) ～ (4) 以外の場合

(許可等についての適格性に係る船舶等の基準)

第 7 規則第 10 条第 1 項第 5 号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

(許可の有効期間)

第 8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項第 1 号の規定により 5 年とする。ただし、規則第 7 条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第 14 条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第 15 条第 1 項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

(変更の許可)

第 9 規則第 16 条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

(承継の許可)

第 10 当該漁業は規則第 14 条第 1 項第 3 号に規定する承継許可の対象とする。

(許可等の申請)

第 11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第 8 条第 1 項の規定による申請書のほか、同条第 2 項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (7) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 20トン以上の船舶の場合は、船舶検査証書の写し

(資源管理の状況等の報告)

第12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年、漁業時期終了後2ヶ月以内（7月31日まで）に資源管理の状況等を別記第1号様式により知事に報告しなければならない。

(標識の表示)

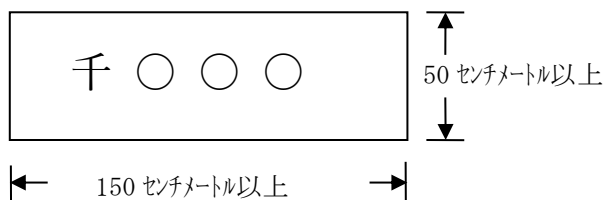
第13 この漁業の許可を受けた者は、次のとおり標識を表示しなければならない。

- (1) この漁業の操業の許可を受けた船舶には、操業期間中別記第2号様式による標識を船橋の両側に表示しなければならない。
- (2) この漁業に使用する漁具には、次のように標識を付けなければならない。
 - ア 流し網の浮子は、5個ごとに船名を明記すること。
 - イ 流し網には、許可省令第52条に定めるもののほか、中間部の浮標は、夜間にあつてはおおむね1,500メートルごとに白色灯火を、昼間にあつては船名を記載した赤色布地（1辺の長さが30センチメートル以上の正方形のもの）を掲げること。

附 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 流しさし網漁業(かじき等流しさし網漁業)の許可及び起業の認可方針（平成30年3月2日施行）(以下「旧方針」という。)は、令和2年11月30日限りで廃止する。ただし、旧方針第7の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和3年12月1日一部改正

別記第2号様式



(注)

- 1 文字及び数字の大きさは30センチメートル以上、太さは5センチメートル以上とする。
- 2 文字及び数字は黒色とし、その他の部分は白色とする。
- 3 千〇〇〇は、許可番号を記入する。

かじき等流し網漁業

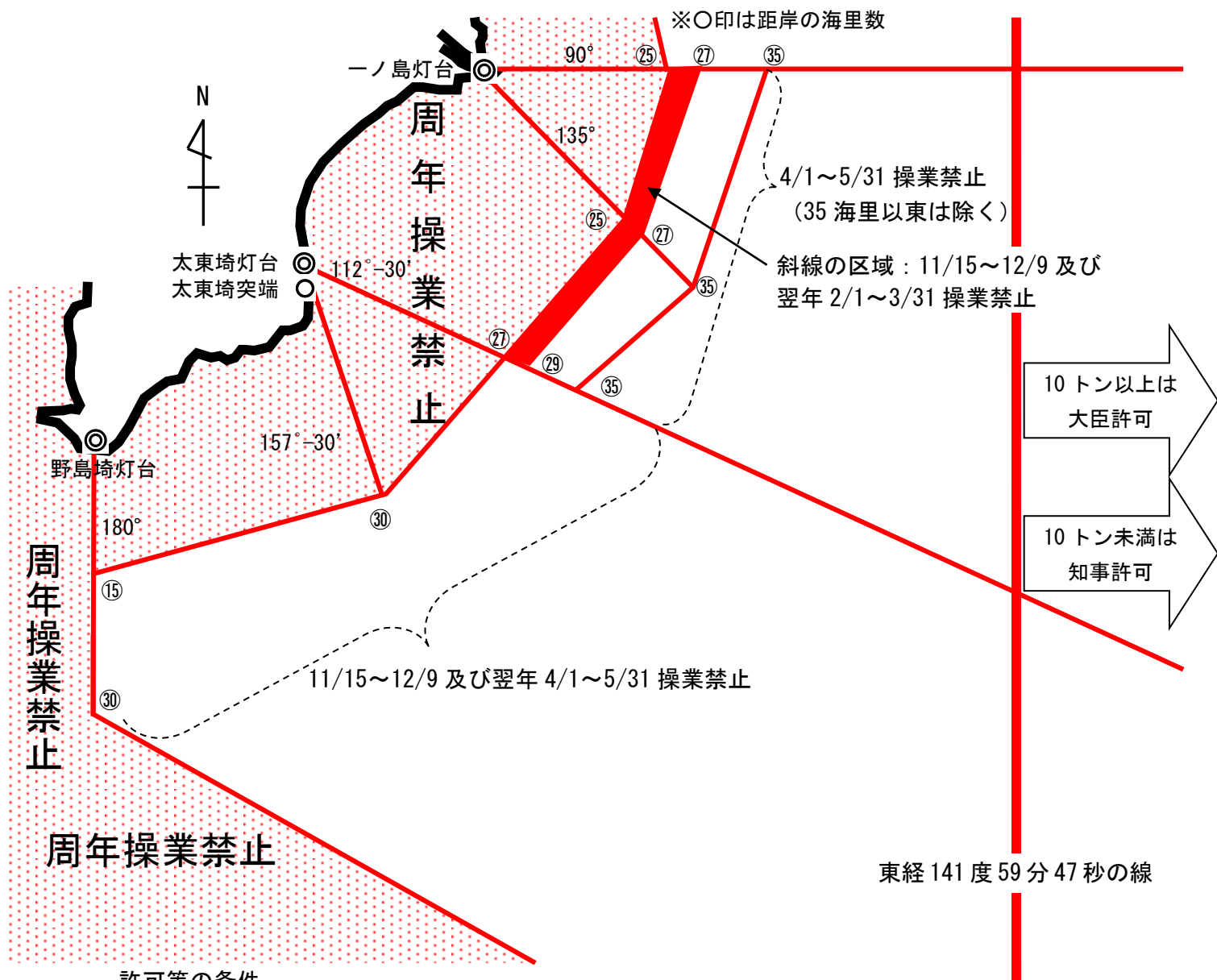
船舶の総トン数：200 トン未満

推進機関の馬力数：定めなし

操業区域：下図のとおり

漁業時期：11/15～翌年 5/31

漁業を営む者の資格：千葉県内に住所を有し、船舶根拠地が千葉県の区域にある者



許可等の条件

(1) 操業禁止期間

①一ノ島灯台 90° の線から太東埼灯台 112° 30' の線に至る海域：

4/1～5/31 操業禁止 (35 海里以東は除く)

斜線の区域：11/15～12/9 及び 翌年 2/1～3/31 操業禁止

②太東埼灯台 112° 30' の線から野島埼灯台 180° の線に至る海域：

11/15～12/9 及び 翌年 4/1～5/31 操業禁止

(2) 使用漁具の制限

①太東埼灯台 112° 30' の線以北の海域：漁具の総延長 12 km 以内

②太東埼灯台 112° 30' の線以南の海域：漁具の総延長 7.5 km 以内

③網目 15 cm 以下使用禁止及び網地を重ね合わせた流し網使用禁止

周年操業禁止の区域は、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）第 83 条で規定するかじき等流し網漁業の操業禁止海域（別表第 11 に掲げる海域）

固定式刺し網漁業の許可方針

令和2年11月30日制定

(趣旨)

第1 千葉県海面における固定式刺し網漁業(千葉県漁業調整規則(令和2年千葉県規則第61号。以下「規則」という。)第4条第1項第8号に掲げる固定式刺し網漁業をいう。)の許可及び起業の認可(以下「許可等」という。)に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、この方針の定めるところによる。

(許可等をすべき船舶等の数の考え方)

第2 許可の一斉更新においては、次の(1)の隻数から(2)の隻数を差し引いた隻数に(3)の隻数を加えた隻数を操業区域ごとに定める。

- (1) 一斉更新を迎える許可等の隻数
- (2) 廃業見込の隻数(承継する場合を除く。)
- (3) 新規希望の隻数(漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数に限る。)

2 許可の有効期間の途中において、新規希望があった場合は、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる範囲内の隻数について、新たな許可等をするための追加的な公示をするものとする。

3 前2項の規定に関わらず、次に掲げる操業区域に係る許可等をすべき船舶等の数については、次の隻数を上限とする。

- (1) 第3の操業区域1 24隻
- (2) 第3の操業区域2 11隻
- (3) 第3の操業区域3のうち、富津市富津岬突端(北緯35度18分46秒東経139度47分5秒の点)、第1海堡中心点(北緯35度18分54秒東経139度46分8秒の点)、第2海堡中心点(北緯35度18分43秒東経139度44分31秒の点)及び神奈川県横浜市本牧鼻突端とを順次結んだ線以北の千葉県海面 前回の一斉更新における当該区域に係る公示隻数

(新規の許可等に係る制限措置)

第3 規則第11条第1項に規定する制限措置は次の各号の内容を定めるものとする。

- (1) 漁業種類 固定式刺し網漁業
- (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 第2の考え方に基づき都度定める。
- (3) 船舶の総トン数 操業区域1及び2において操業する船舶にあつては5トン以下、操業区域3において操業する船舶にあつては3トン以下。ただし、次のいずれかに該当する場合は10トン未満とする。
 - ア 共同漁業権漁場の区域において固定式刺し網漁業を操業した実績を有する者が当該漁業を営む場合
 - イ 所属する漁業協同組合が有する共同漁業権の内容に固定式刺し網漁業が含まれていない場合にあつては、当該漁業の許可を受け、操業した実績を有する者が当該漁業を営む場合
 - ウ ア又はイに規定する者が共同経営化又は法人化する場合
 - エ ア又はイに規定する者のために当該漁業に従事する者が自立する場合
- (4) 推進機関の馬力数 定めなし
- (5) 操業区域 下表のとおり
- (6) 漁業時期 周年
- (7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業を営む者の資格
1	旭市見広通称雷神様の山(北緯35度43分31秒東経140度42分8秒(日本測地系にあつては、北緯35度43分19秒東経140度42分20秒))と同市岩井通称不動様の山(北緯35度45分13秒東経140度41分17秒(日本測地系にあつては、北緯35度45分1秒東経140度41	この項の操業区域及び操業区域2の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有

	分 29 秒)) とを見通した線及び山武郡九十九里町片貝灯台跡 (北緯 35 度 32 分 25 秒東経 140 度 27 分 24 秒 (日本測地系にあっては、北緯 35 度 32 分 13 秒東経 140 度 27 分 36 秒)) 125 度 (真方位による。以下同じ。) の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。	する者
2	山武郡横芝光町栗山川河口中心点 140 度の線及びいすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱 (漁業権基点北 1 号) 正東の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。	操業区域 1 及びこの項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者
3	いすみ市と長生郡一宮町との境界付近に設置した標柱 (漁業権基点北 1 号) 正東の線以北の海域を除く千葉県海面のうち、所属する漁業協同組合 (以下「組合」という。) が免許を受けた共同漁業権の区域 (漁業権の内容となっている場合を除く。) 及びその外縁に接する海面 (以下「地先海面」という。)。ただし、他組合の地先海面については当該漁業権者の同意があった場合及び共同漁業権が存しない海面については、操業区域に加えることができる。	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に係る共同漁業権の組合員行使権者

(許可等の申請期間)

第 4 規則第 11 条第 1 項の規定による許可等を申請すべき期間は同条第 2 項の規定を踏まえ、都度定める。

(許可等の条件)

第 5 当該漁業の許可等に当たっては、規則第 13 条第 1 項の規定により、次の条件を付けるものとする。

- (1) 重ね式刺し網を使用してはならない。
 - (2) 一隻当たり使用する網の総延長は、2,100 メートル以内でなければならない。【第 3 の操業区域 1 及び 3 に適用】
 - (3) 一隻当たり使用する網の総延長は、4,000 メートル以内でなければならない。【第 3 の操業区域 2 に適用】
 - (4) 定置漁具の周囲から 1,000 メートル以上離れて操業しなければならない。
 - (5) 旭市飯岡灯台中心点 180 度の線以東の海域においては、9 月 1 日から 11 月 30 日までの間は操業してはならない。【第 3 の操業区域 1 に適用】
 - (6) 10 時から 16 時までの間は操業してはならない。【第 3 の操業区域 1 及び 2 に適用】
 - (7) 操業時間は、操業区域に接する共同漁業権漁場の漁業権行使規則により定められた固定式刺し網漁業の操業時間と同一でなければならない。【第 3 の操業区域 3 のうち、平成 25 年 9 月 1 日免許の共同漁業権共第 13 号、共第 17 号、共第 20 号、共第 22 号、共第 37 号、共第 38 号、共第 48 号、共第 50 号及び共第 52 号の地先海面に適用】
 - (8) 操業中当該船舶の最も見えやすい場所に別記第 1 号様式による標識を掲げなければならない。
 - (9) 当該船舶の中央部分を縦に 1 メートルの幅で緑色に塗装しなければならない。【第 3 の操業区域 1 に適用】
 - (10) 操業中網の両端に水面上 1.5 メートル以上の高さのボンデンに電灯その他の照明を掲げるほか、規則第 55 条第 1 項に規定する第 3 号様式による標識を掲げなければならない。
- 2 前項第 7 号の規定に関わらず、他種漁業等との調整により操業時間を別に定め、かつ内容が適当と認められる場合は、これを適用する。

(新規の許可等に係る許可の基準)

第 6 第 3 に定めて公示した船舶等の数を超える申請があった場合には、規則第 11 条第 5 項の規定により、次の各号の優先順位に従って許可等をする者を定めるものとする。

なお、同順位内においては申請者が営む沿岸漁業の操業状況や各申請者が当該漁業に依存する程度を勘案して優先順位を決めるものとする。

- (1) 当該漁業の許可等を受けた者が、その許可の有効期間の満了日の到来のため、改めて申請した場合

- (2) 当該漁業の許可等を受けた者から、この許可等を承継（共同経営化、法人化又は漁業従事者が自立する場合を含む。）しようとする場合
- (3) 次のいずれかの場合
 - ア 水産資源の保護培養若しくは漁業調整のため又は沿岸漁業の経営の改善に資するため当該漁業への転換を図る場合
 - イ 当該漁業の従事者が当該漁業の漁業者としてその自立を図る場合（前号の承継する場合を除く。）
- (4) (1)～(3)以外の場合であって、1年に90日以上沿岸漁業を営む者が申請した場合
- (5) (1)～(4)以外の場合

（許可等についての適格性に係る船舶等の基準）

第7 規則第10条第1項第5号に規定する船舶等の基準については次のとおりとする。
定めなし

（許可の有効期間）

第8 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項第1号の規定により5年とする。ただし、規則第7条（起業の認可に基づく許可）の規定によって許可をした場合及び第2の2の規定により追加的な公示をして許可をした場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

また、規則第14条（代船許可又は承継許可）の規定によって許可をした場合は、規則第15条第1項ただし書の規定により、従前の許可の残存期間とする。

（変更の許可）

第9 規則第16条の規定による変更の許可については、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められるときに限り許可するものとする。

（承継の許可）

第10 当該漁業は規則第14条第1項第3号に規定する承継許可の対象とする。

（許可等の申請）

第11 当該漁業の許可等を受けようとする者は、規則第8条第1項の規定による申請書のほか、同条第2項の規定による「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」を知事に提出しなければならない。

なお、「許可又は起業の認可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類」は、おおむね次に掲げる書類とする。

- (1) 申請理由書
- (2) 年間操業計画書
- (3) 印鑑証明書
- (4) 法人の場合は、定款及び登記簿謄本
- (5) 共同経営の場合は、代表者選定届、権利義務明細書及び印鑑証明書
- (6) 用船の場合は、用船契約書又は船舶使用承諾書及び印鑑証明書
- (7) 代船及び承継の場合は、旧許可証又はその写し、廃業届及び印鑑証明書
- (8) 起業認可申請の場合は、船舶件名書
- (9) 適格性に関する申立書（申請者が適格性を有することを組合が確認し、(10)の副申書においてその旨を記載した場合は省略できる。）
- (10) 漁業協同組合の組合員にあっては、所属漁業協同組合代表理事組合長の副申書
- (11) 共同漁業権者の同意書（第3の操業区域3において他組合の地先海面で操業する場合）
- (12) 漁業権漁場における操業実績について所属漁業協同組合代表理事組合長が証明した書面又は当該漁業の許可に基づく資源管理の状況等の報告書の写し（第3（3）ただし書に該当する場合）
- (13) 操業時間に係る他種漁業等との協定書等の写し又はこれに代わる書面（第5の2の場合）

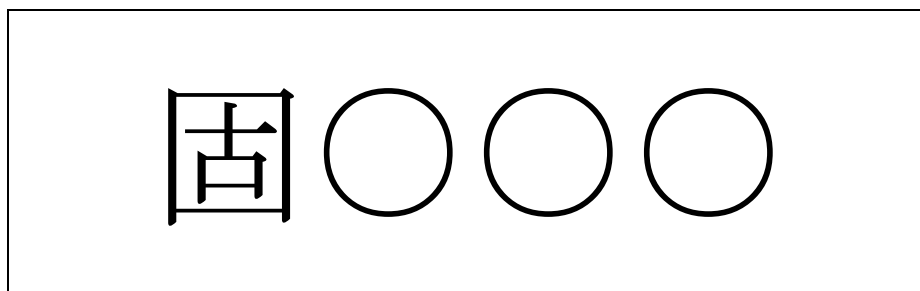
（資源管理の状況等の報告）

第 12 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年、漁業時期終了後 2 ヶ月以内（2 月末まで）に資源管理の状況等を別記第 2 号様式により知事に報告しなければならない。

附 則

- 1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 固定式さし網漁業の許可及び起業の認可方針（昭和 43 年 3 月 25 日施行）（以下「旧方針」という。）は、令和 2 年 11 月 30 日限りで廃止する。ただし、旧方針第 7 の規定は、その有効期間の満了の日までの間は、なおその効力を有する。
- 3 令和 3 年 12 月 1 日一部改正

（別記第 1 号様式）



- 1 各文字及び数字の大きさは 8 センチメートル以上、太さは 2 センチメートル以上とし、間隔は 2.5 センチメートル以上とする。
- 2 〇〇〇は許可番号。

(別記第2号様式)

固定式刺し網漁業の資源管理の状況等の報告書
(漁獲成績報告書)

令和 年 月 日

千葉県知事 様

氏名 (法人にあつては、その名称)

報告期間	許可番号	船名	漁船登録番号	総トン数	乗組員数
令和 年 月から 令和 年 月まで	第 号	丸	CB -	トン	人

1 資源管理に関する取組の実施状況その他の資源管理の状況					
2 漁業生産の実績等					
月別	操業日数	漁獲量	漁獲金額	主な魚種	操業場所
1月	日	kg	円		
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
計	日	kg	円		

上記報告の内容については、国及び県が実施する水産資源の資源評価その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国、県等の関係機関へ提供することに同意します。

上記のとおり水揚げしたことを証明します。

漁業協同組合代表理事組合長

固定式刺し網漁業

船舶の総トン数

操業区域 1・2 : 5 トン以下 (操業実績を有する者等は 10 トン未満)

操業区域 3 : 3 トン以下 (操業実績を有する者等は 10 トン未満)

推進機関の馬力数 : 定めなし

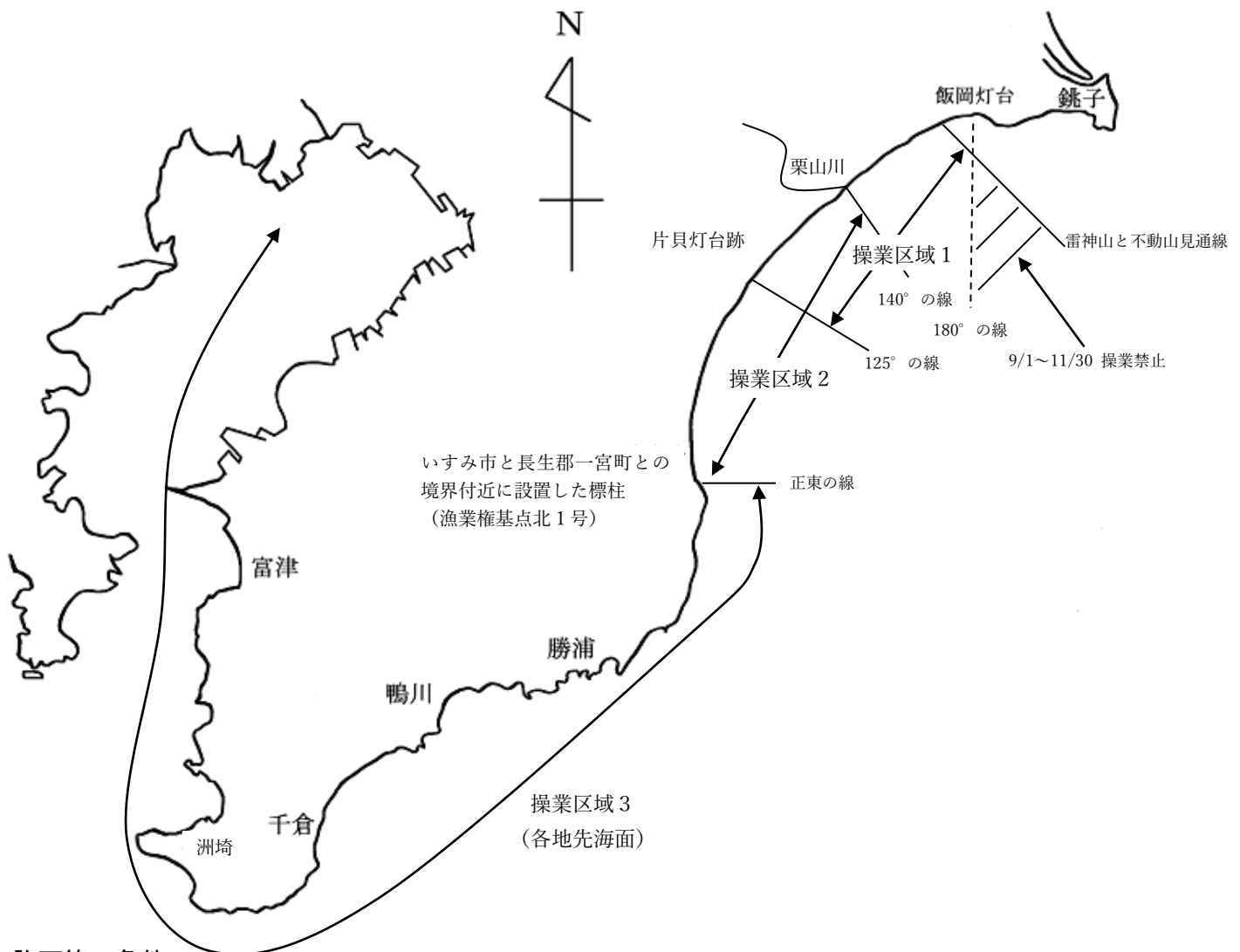
操業区域 : 下図のとおり

漁業時期 : 周年

漁業を営む者の資格

操業区域 1・2 : 操業区域に接する地域に住所を有する者

操業区域 3 : 操業区域に係る共同漁業権の組合員行使権者



許可等の条件 :

- (1) 重ね式刺し網使用禁止
- (2・3) 網の総延長 2,100m 以内【操業区域 1・3】、網の総延長 4,000m 以内【操業区域 2】
- (4) 定置漁具から 1,000m 未満操業禁止
- (5) 旭市飯岡灯台中心点 180 度の線以東の海域 9/1~11/30 操業禁止【操業区域 1】
- (6) 10 時~16 時操業禁止【操業区域 1・2】
- (7) 操業時間は、操業区域に接する共同漁業権行使規則と同一【操業区域 3 (一部適用除外)】
- (8) 船舶の最も見えやすい場所に標識
- (9) 船舶中央部を緑色に塗装【操業区域 1】
- (10) 網の両端に水面上 1.5m 以上のボンデンに電灯等及び規則第 3 号様式による標識